

ビジネスネットバンキングサービスご利用規定 新旧対照表

(アンダーライン変更箇所)

新	旧
(省略)	(省略)
第16条 解約等	第16条 解約等
(省略)	(省略)
2. 強制解約	2. 強制解約
契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合はいつでも契約者に事前に通知、催告することなく、直ちに本規定に基づく契約を解除できるものとします。	契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合はいつでも契約者に事前に通知、催告することなく、直ちに本規定に基づく契約を解除できるものとします。
(1) 当組合に支払うべき所定の手数料を当組合所定の期間支払わなかったとき	(1) 当組合に支払うべき所定の手数料を当組合所定の期間支払わなかったとき
(2) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき	(2) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
(3) 契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき	(3) 契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき
(4) 解散、その他営業活動を休止したとき	(4) 解散、その他営業活動を休止したとき
(5) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u>	(5) <u>電子交換所の取引停止処分を受けたとき</u>
(6) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき	(6) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき
(7) 相続の開始があったとき	(7) 相続の開始があったとき
(8) 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき	(8) 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
(9) 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき	(9) 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
(10) 本規定に違反する等、当組合が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき	(10) 本規定に違反する等、当組合が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
(省略)	(省略)
第20条 規定等の変更	第20条 規定等の変更
この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。規定の変更は、公示等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、当組合の	当組合は、本規定を当組合の都合によりいつでも変更することができるものとします。なお、変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用された場合、変更後の規定を承認したものとみなし、当組合の責めによる場合を除き、当組合の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

ビジネスネットバンキングサービスご利用規定 新旧対照表

(アンダーライン変更箇所)

新	旧
<p><u>責めによる場合を除き、規定の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>R05.01.01</u></p>	<p>(省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>H29.10</u></p>